

## ○大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例

平成28年9月14日条例第32号

## 大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例

(設置)

第1条 大和高田市新庁舎建設基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定に関し必要な事項について調査審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を報告書としてまとめ、市長にその意見を答申するものとする。

(1) 基本構想等の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、大和高田市新庁舎の整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体の代表者

(3) 公募による市民

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が所掌する事務を完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部財産管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「退職手当審査会の委員」の次に「、新庁舎建設基本構想等策定委員会の委員」を加える。

別表第1中

「

退職手当審査会の委員	日額 12,000円
------------	------------

」を

「

退職手当審査会の委員	日額 12,000円
新庁舎建設基本構想等策定委員会の委員	日額 12,000円

」に改める。

(この条例の失効)

- 3 この条例は、第2条の規定による市長の諮問に対し委員会が所掌する事務を完了した日をもって、その効力を失う。